

第3期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月25日(水曜日) 午前10時
(受付開始時刻 午前9時)

場所

青森市橋本一丁目9番30号
青森みちのく銀行本店大会議室（8階）

(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)
10名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬
の額および内容決定の件



挑む。超える。ともに創る。

プロクレア
ホールディングス

郵送またはインターネットによる議決権
行使期限は、2025年6月24日（火曜日）
午後5時までとなります。

株主総会の模様はインターネットにより
ライブ配信させていただきますので、
ぜひご活用ください。

株主総会にご出席の株主さまへのお土産
はご用意しておりません。何卒ご理解く
ださいようお願い申し上げます。

プロクレアホールディングス

証券コード：7384

ごあいさつ



平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに、当社第3期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社グループでは、2025年1月に青森銀行とみちのく銀行が合併し、「青森みちのく銀行」が誕生いたしました。これもひとえにみなさま方からのご理解とご支援の賜物であり、深く感謝申し上げます。

当社は、2025年4月から第2次中期経営計画「挑戦と創造 2nd stage ～地域の好循環を目指して～」をスタートさせ、ビジョンに掲げた「ずっと住みたい、帰ってきたい地域のために『豊かさ』を生み出す未来創造グループ」の実現に向けて、地域やお客さまの明るく豊かな未来を目指し、グループ一体となって取り組んでまいります。

引き続き、変わらぬご支援とお引き立てを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

取締役社長

城田 晋

経営 理念

「地域の未来を創る」
「お客さまと歩み続ける」
「一人ひとりの想いを実現する」

理念に込めた想い

- ◆私たちは、健全性を堅持するとともに、地域の課題や可能性に積極的に挑戦することで、明るく豊かな未来を創ります。
- ◆私たちは、専門性を高めるとともに、期待を超えるサービスを追求することで、お客さまの信頼に応え、成長と発展に向けてともに歩み続けます。
- ◆私たちは、自主性を尊重するとともに、多様な個性を力に変えることで、自信と誇りに満ちたやりがいのある組織を築き、一人ひとりの溢れる想いを実現します。

証券コード：7384
2025年6月4日
(電子提供措置の開始日2025年5月29日)

株 主 各 位

青森市勝田一丁目3番1号

株式会社プロクレアホールディングス

取締役社長 成田 晋

第3期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第3期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第3期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.procrea-hd.co.jp/shareholder/soukai.html>

プロクレアホールディングス



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

東京証券取引所



上記の東証ウェブサイトアクセスして、銘柄名（プロクレアホールディングス）または証券コード（7384）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、同封の議決権行使書用紙または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月24日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、本株主総会はインターネットによるライブ配信を行いますので、当日は来場されなくても、インターネットでご視聴いただけます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月25日（水曜日）午前10時（受付開始時刻 午前9時）
2 場 所	青森市橋本一丁目9番30号 青森みちのく銀行本店大会議室（8階）

3 株主総会の 目的事項	報告事項 第3期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第4号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬の額および内容決定の件
4 その他招集 にあたっての 決定事項	（1）議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。 （2）書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以 上

◎お願い

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日は節電対応のため、会場内の冷房を弱めに設定する予定でございますので、株主の皆さまは軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

◎お知らせ

- ・本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。なお、監査等委員会および会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

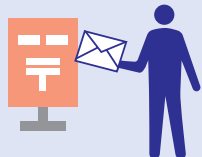
株主総会参考書類 7 頁～22 頁をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。
議決権行使には以下の 3 つの方法がございます。



株主総会ご出席による議決権行使

株主総会開催日時 2025 年 6 月 25 日（水曜日）午前 10 時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



郵送（書面）による議決権行使

行使期限 2025 年 6 月 24 日（火曜日）午後 5 時まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着
するようにご郵送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされた
ものとして取り扱わせていただきます。



インターネットによる議決権行使

行使期限 2025 年 6 月 24 日（火曜日）午後 5 時まで

インターネットによる議決権行使に際しましては、次頁に記載の「インターネットに
よる議決権行使について」をご確認いただき、行使期限までに行ってください。

議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

フリーダイヤル：**0120-173-027**（受付時間 午前 9 時～午後 9 時、通話料無料）

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社 ICJ が運営する議決権
電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該「議決権電子行使プラットフォーム」をご
利用いただけます。

インターネットによる議決権行使について

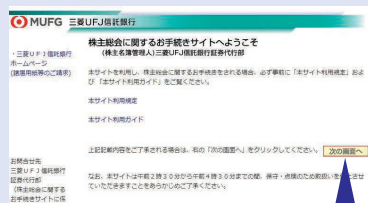
議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによって議決権を行使する場合は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

パソコンによる議決権行使

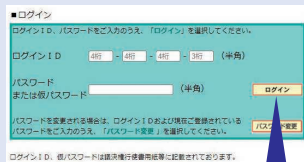
議決権行使ウェブサイトアドレス ▶ <https://evote.tr.mufig.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



ログインをクリック

3 以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

スマートフォンによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。



「ログイン用QRコード」
はこちら



議決権行使書副票
(右側)

複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送（書面）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主さまのご負担となります。

当社の株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、以下のとおり株主さま向けにインターネットによるライブ配信を行います。

2025年6月25日(水曜日) 午前10時から株主総会終了時刻まで

(1) パソコンまたはスマートフォン等で以下のURLを直接ご入力いただくか、以下のQRコードを読み込むかの方法で、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」（以下、「本ウェブサイト」）へのアクセスをお願いいたします。 ※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



《 ログインID : 9999-9999-9999-999
パスワード : 999999



- (2) 本ウェブサイトにて、ログインIDおよびパスワードを入力し、利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックを入れましたら、「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- (3) ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックをして、「視聴する」をクリックしてください。
- (4) 当日ライブ視聴ページが表示されます。

ライブ配信ご視聴にあたっての注意事項

- (1) ライブ配信を視聴していただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、ライブ配信をご視聴される株主さまは、当日会場にご出席いただく場合と異なり、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発言を行うことができません。郵送またはインターネット等により事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- (2) 議決権の行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネットによる議決権行使をお願いいたします。
- (3) ご使用のパソコンおよびインターネットの接続環境ならびに回線の状況等により、映像や音声に不具合が生じたり、ご視聴いただけない場合がありますので、予めご了承ください。なお、本ウェブサイトの推奨環境は、以下URLに掲載する資料の末尾に記載しております。
<https://www.tr.mufg.jp/daikou/pdf/faq.pdf>
- (4) ご視聴いただく場合の費用（インターネット接続料金、通信料金等）は株主さまのご負担となります。
- (5) ライブ配信の撮影、録画、録音、保存およびSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- (6) ご視聴は、株主さまご本人のみに限定させていただきます。
- (7) 株主総会へご出席される株主さまのプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は議長席および役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ず、ご出席の株主さまが映ってしまう場合がございますので、ご了承ください。
- (8) 同封の議決権行使書を紛失された場合、下記「本ウェブサイトに関するお問い合わせ」にて再発行のご依頼を承ります。ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

本ウェブサイトに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

TEL : 0120-676-808（通話料無料）

※受付時間 土・日・祝日を除く午前9時～午後5時
ただし株主総会当日は午前9時～株主総会終了まで

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、長期にわたり経営基盤の拡充に努めるとともに、安定的な配当を継続することを基本方針としております。このような方針のもと、当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当金額は総額715,175,350円となります。
これにより、当期の年間配当金は、先に実施いたしました中間配当金25円を含めまして、1株につき50円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2025年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）10名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案については、指名・報酬等委員会における審議・答申を経て決定しております。また、監査等委員会においても検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	性 別	現在の当社における地位	取締役会の出席状況
①	なり 成 田 すすむ 晋	男性	取締役社長 (代表取締役) 再 任	17回/17回 (100%)
②	ふじ 藤 さわ たか ゆき 之 貴 之	男性	取締役副社長 (代表取締役) 再 任	17回/17回 (100%)
③	いし かわ けい た ろう 石 川 啓 太 郎	男性	取締役副社長 (代表取締役) 再 任	17回/17回 (100%)
④	もり 森 よう 庸	男性	取締役 再 任	17回/17回 (100%)
⑤	しら とり もと み 白 鳥 元 生	男性	取締役 再 任	17回/17回 (100%)
⑥	す とう しん じ 須 藤 慎 治	男性	取締役 再 任	17回/17回 (100%)
⑦	おお かわ ひで ゆき 大 川 英 幸	男性	取締役 再 任	17回/17回 (100%)
⑧	き だち しん 晋 木 立	男性	経営企画部長 新 任	—
⑨	み くに や かつ のり 三 國 谷 勝 範	男性	取締役 再 任 社 外 独 立	17回/17回 (100%)
⑩	ひ ぐち かず なり 樋 口 一 成	男性	取締役 再 任 社 外 独 立	17回/17回 (100%)

候補者
番号

1

なり た
成田 晋

再任

生年月日	1954年9月27日生
取締役会の出席状況	100% (17回／17回)
所有する当社の株式の種類および数	普通株式 7,520株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年4月	株式会社青森銀行入行	2011年6月	同行常務取締役
2007年6月	同行法人部長	2014年6月	同行専務取締役
2008年6月	同行執行役員審査部長	2015年4月	同行取締役頭取
2010年6月	同行執行役員弘前支店長	2022年4月	当社取締役社長 監査部担当（現任）
2011年4月	同行執行役員弘前地区統括	2023年6月	株式会社青森銀行取締役会長

取締役候補者とした理由

株式会社青森銀行において法人営業企画部門、審査部門に携わる等、豊富な実務経験を有しております。2014年6月より株式会社青森銀行代表取締役、2022年4月より当社代表取締役社長を務め、経営手腕を発揮してまいりました。

こうした経験や知見を活かすことにより、引き続き、当社の持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化が期待できると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

ふじ さわ
藤澤 貴之

再任

生年月日	1966年8月26日生
取締役会の出席状況	100% (17回／17回)
所有する当社の株式の種類および数	普通株式 1,450株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年4月	株式会社みちのく銀行入行	2016年6月	同行常務執行役員営業本部長兼営業戦略部長
2007年4月	同行経営企画部長	2017年4月	同行専務執行役員営業本部長
2010年4月	同行古川支店長	2018年6月	同行取締役頭取
2012年4月	同行人事部長	2022年4月	当社取締役副社長 人事企画部担当（現任）
2015年4月	同行執行役員営業本部長兼営業戦略部長	2025年1月	株式会社青森みちのく銀行取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

株式会社みちのく銀行において経営企画部門、人事部門、営業推進部門に携わる等、豊富な実務経験を有しております。2018年6月より株式会社みちのく銀行代表取締役として経営手腕を発揮、当社においては2022年4月より代表取締役副社長として、最高責任者を補佐するなど職務・職責を適切に果たしてまいりました。

今後も当社の持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化が期待できると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

いし かわ
石川

けい た ろう
啓太郎

再任



生年月日	1961年4月26日生
取締役会の出席状況	100% (17回／17回)
所有する当社の株式の種類および数	普通株式 2,760株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月	株式会社青森銀行入行	2021年6月	同行取締役専務執行役員
2010年4月	同行人事部長	2022年4月	当社取締役
2011年4月	同行総合企画部長	2022年6月	株式会社青森銀行取締役副頭取
2013年6月	同行本店営業部長	2023年6月	当社取締役副社長 業務執行統括、経営企画部担当（現任）
2014年6月	同行執行役員本店営業部長	2023年6月	株式会社青森銀行取締役頭取
2015年6月	同行執行役員営業統括部長	2025年1月	株式会社青森みちのく銀行取締役頭取 監査部担当（現任）
2016年6月	同行取締役地区営業本部長（弘前地区担当）		
2018年6月	同行常務執行役員弘前地区営業本部長		
2019年6月	同行取締役常務執行役員		

取締役候補者とした理由

株式会社青森銀行において経営企画部門、営業企画部門、人事部門に携わる等、幅広い業務経験を有しております。2022年6月より株式会社青森銀行代表取締役として経営手腕を発揮するとともに、2023年6月に当社代表取締役就任以降も、各部門を統率しながらさまざまな戦略の策定や実行においてリーダーシップを発揮してまいりました。

今後も当社の持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化が期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

4

もり
森

よう
庸

再任



生年月日	1963年12月6日生
取締役会の出席状況	100% (17回／17回)
所有する当社の株式の種類および数	普通株式 3,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月	株式会社青森銀行入行	2022年4月	当社取締役 地域共創部担当（現任）
2009年7月	同行浪館通支店長	2022年6月	株式会社青森銀行取締役専務執行役員 青森地区営業本部長
2011年4月	同行三沢支店長	2023年10月	同行取締役専務執行役員
2013年6月	同行人事部長	2025年1月	株式会社青森みちのく銀行取締役専務執行役員 営業統括部、営業推進部担当（現任）
2015年6月	同行本店営業部長		
2017年6月	同行執行役員本店営業部長		
2019年6月	同行常務執行役員青森地区営業本部長		

取締役候補者とした理由

株式会社青森銀行において営業店長を3カ店務めたほか、人事部門に携わる等、豊富な実務経験を有しております。直近では、営業部門を統率し営業戦略策定や営業体制構築において、その手腕を発揮してまいりました。

こうした経験や知見を活かすことにより、今後も当社の持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

5

しら とり
白鳥

もと み
元生

再任

生年月日

1967年1月1日生

取締役会の出席状況

100% (17回／17回)

所有する当社の株式の種類および数

普通株式

2,500株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月 株式会社青森銀行入行

2010年4月 同行大湊支店長

2012年10月 同行仙台支店長

2015年6月 同行法人営業部長

2017年7月 同行弘前支店長

2019年6月 同行執行役員本店営業部長

2022年4月 当社取締役（現任）

2022年4月 株式会社青森銀行常務執行役員

2024年6月 同行専務執行役員

2025年1月 株式会社青森みちのく銀行取締役専務執行役員
審査部担当（現任）

取締役候補者とした理由

株式会社青森銀行において営業店長を4カ店務めたほか、法人営業企画部門に携わる等、豊富な実務経験を有しております。直近では審査部門を統率し、その手腕を発揮してまいりました。

こうした経験や知見を活かすことにより、今後も当社の持続的成長と企業価値向上への貢献、ならびに取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

6

す とう
須藤

しん じ
慎治

再任

生年月日

1969年7月30日生

取締役会の出席状況

100% (17回／17回)

所有する当社の株式の種類および数

普通株式

1,182株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年4月 株式会社みちのく銀行入行

2008年3月 同行営業統括部長

2008年4月 同行営業開発部長

2012年4月 同行古川支店長

2015年4月 同行経営企画部長

2017年4月 同行執行役員経営企画部長

2018年4月 同行常務執行役員

2019年4月 同行専務執行役員

2022年4月 当社取締役 リスク統括部担当（現任）

2022年6月 株式会社みちのく銀行取締役専務執行役員

2025年1月 株式会社青森みちのく銀行取締役専務執行役員
リスク統括部、コンプライアンス統括部担当（現任）

取締役候補者とした理由

株式会社みちのく銀行において経営企画部門、経営管理部門、営業推進部門に携わる等、豊富な実務経験を有しております。直近ではリスク管理部門・コンプライアンス管理部門を統率し、その手腕を発揮してまいりました。

こうした経験や知見を活かすことにより、今後も当社の持続的成長と企業価値向上への貢献、ならびに取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

7

おお かわ ひで ゆき

大川 英幸

再 任

生年月日 1966年9月1日生

取締役会の出席状況 100% (17回／17回)

所有する当社の株式の種類および数 普通株式 606株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月	株式会社みちのく銀行入行	2021年4月	同行執行役員審査部長
2009年7月	同行青森南支店長	2022年4月	同行常務執行役員
2011年7月	同行与信企画部長	2022年10月	当社審査企画部長
2015年4月	同行KeyMan推進部長	2023年6月	当社取締役（現任）
2016年8月	同行札幌支店長	2023年6月	株式会社みちのく銀行取締役常務執行役員
2018年4月	同行執行役員札幌支店長	2025年1月	株式会社青森みちのく銀行取締役常務執行役員 人事部担当（現任）
2019年4月	同行執行役員営業本部長		

取締役候補者とした理由

株式会社みちのく銀行において営業店長を2ヵ店務めたほか、審査部門、営業推進部門に携わる等、豊富な実務経験を有しております。直近では人事部門を統率し、その手腕を発揮してまいりました。

こうした経験や知見を活かすことにより、今後も当社の持続的成長と企業価値向上への貢献、ならびに取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化が期待できると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者
番 号

8

き だち しん

木立 晋

新 任

生年月日 1967年1月2日生

取締役会の出席状況 —

所有する当社の株式の種類および数 普通株式 2,800株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月	株式会社青森銀行入行	2022年4月	当社経営企画部長（現任）
2012年6月	同行松森町支店長	2023年6月	株式会社青森銀行常務執行役員
2015年4月	同行十和田支店長	2025年1月	株式会社青森みちのく銀行常務執行役員 総合企画部、東京事務所、総務部担当（現任）
2017年6月	同行総合企画部長		
2019年6月	同行執行役員総合企画部長		

取締役候補者とした理由

株式会社青森銀行において営業店長を2ヵ店務めたほか、経営企画部門に携わる等、豊富な実務経験を有しております。直近では企画部門、総務部門を統率し、その手腕を発揮してまいりました。

当社においても、経営企画部長としてこうした経験や知見を活かしており、今後、持続的成長と企業価値向上への貢献、ならびに取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

9

みくにや かつのり
三國谷 勝範

再任

社外

独立

生年月日

1951年4月25日生

取締役会の出席状況

100% (17回/17回)

所有する当社の株式の種類および数

普通株式

0株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年4月	大蔵省入省	2009年7月	同庁長官
1979年7月	三条税務署長	2011年10月	株式会社ニトリホールディングス顧問
1981年6月	青森県農林部経済課長	2012年4月	東京大学教授（政策ビジョン研究センター）
1982年4月	同県総務部財政課長	2015年3月	預金保険機構理事長
1997年7月	大蔵省証券局企業財務課長	2017年10月	国際預金保険協会（IADI）会長
2002年7月	金融庁総務企画局審議官	2021年4月	株式会社オープンハウス顧問
2004年7月	同庁総括審議官	2022年4月	当社取締役（社外）（現任）
2005年8月	同庁総務企画局長	2023年6月	東京経済大学非常勤理事（現任）
2008年7月	同庁監督局長	2024年6月	信金中央金庫理事相談役（現任）

社外取締役候補者としての理由および期待される役割の概要

金融庁長官、預金保険機構理事長等を歴任し、金融行政において豊富な経験と幅広い知見を有していることに加え、青森県出身者として地域への深い理解を有しております。

こうした経験や知見が活かされており、今後も持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できると判断し、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年3ヵ月となります。

候補者
番号

10

ひぐち かずなり
樋口 一成

再任

社外

独立

生年月日

1957年1月3日生

取締役会の出席状況

100% (17回/17回)

所有する当社の株式の種類および数

普通株式

0株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月	株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行	2011年5月	ユーシーカード株式会社代表取締役社長
2006年3月	株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）兜町証券営業部長	2011年5月	株式会社キュービタス（現株式会社クレディセゾン）取締役
2008年4月	同行決済営業部長	2016年4月	ユーシーカード株式会社顧問
2009年4月	同行執行役員業務監査部長	2016年6月	大陽日酸株式会社（現日本酸素ホールディングス株式会社）常勤監査役
2010年4月	みずほ総合研究所株式会社（現みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）顧問	2020年6月	株式会社クレハ社外取締役
2010年5月	同社常務執行役員	2020年6月	株式会社みちのく銀行取締役
		2022年4月	当社取締役（社外）（現任）
		2023年6月	株式会社コロナイド社外取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役候補者としての理由および期待される役割の概要

大手銀行の役員や大手クレジットカード会社の代表取締役を歴任し、会社経営と金融実務に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。2020年より株式会社みちのく銀行の社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしてまいりました。

こうした経験や知見が活かされており、今後も持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できると判断し、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年3ヵ月となります。

- 注 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三國谷勝範氏および樋口一成氏は、社外取締役候補者であります。
3. 三國谷勝範氏および樋口一成氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 取締役との責任限定契約について
三國谷勝範氏および樋口一成氏は、当社との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。
責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 取締役との役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。各取締役候補者の選任が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・保険料は全額当社が負担する。
 - ・当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由がある。
6. 樋口一成氏は、2020年6月から2022年3月まで当社子会社であった株式会社みちのく銀行の社外取締役でありました。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役若槻哲太郎氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任しますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、候補者である河田喜照氏の任期は、当社定款の定めにより、辞任した監査等委員である取締役の任期満了の時である2026年開催の定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

かわ た よし て る
河田 喜照

新任

社外

独立

生年月日	1959年10月7日生
取締役会の出席状況	—
所有する当社の株式の種類および数	普通株式 0株



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月	株式会社東奥日報社入社	2017年4月	国立大学法人 弘前大学経営協議会委員
2001年4月	同社政治経済部次長	2018年11月	株式会社東奥日報社 執行役員編集局長
2006年4月	同社東京支社編集部長	2019年11月	同社代表取締役社長
2009年4月	同社編集局デジタル編集部長	2019年11月	社団法人 共同通信社理事
2011年11月	同社総務局秘書部長	2020年11月	株式会社東奥日報社 取締役デジタル局長
2016年11月	同社弘前支社長	2022年4月	青森公立大学 非常勤講師（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

青森県内最大手の新聞社において代表取締役を務めた経験に加え、地域の社会・政治・経済に関する幅広い知見を有しております。こうした経験や知見が、今後の持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに当社グループの監査機能や取締役会の意思決定・監督機能強化に活かされることが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- 注 1. 河田喜照氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 河田喜照氏は、社外取締役候補者であります。
3. 河田喜照氏が社外取締役に選任され就任した場合、東京証券取引所規則に定める独立役員となる予定であります。
4. 取締役との責任限定契約について
河田喜照氏が社外取締役に選任され就任した場合、当社は河田喜照氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 取締役との役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、河田喜照氏が社外取締役に選任され就任した場合は、当該契約の被保険者となる予定であります。
役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・保険料は全額当社が負担する。
 - ・当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由がある。

(ご参考) スキル・マトリックス

当社の取締役会は、全体として多様な知見や専門性を備え、バランスのとれた構成としています。
社内取締役および社外取締役が有するスキルのうち、取締役会において特に発揮が期待されるものは、以下のとおりであります。

社内取締役

地位	氏名	取締役会において特に発揮が期待されるスキル						
		企業経営	営業・マーケティング	財務・会計	リスクマネジメント	人事・人材開発	DX/ICT	国際・市場運用
取締役社長	成田 晋	●		●	●			
取締役副社長	藤澤 貴之	●		●		●		
取締役副社長	石川 啓太郎	●	●	●				
取締役	森 庸		●			●		
取締役	白鳥 元生		●	●		●		
取締役	須藤 慎治	●		●				●
取締役	大川 英幸		●		●			
取締役	木立 晋	●		●			●	
取締役（監査等委員）	葛西 俊介		●		●			

社外取締役

地位	氏名	取締役会において特に発揮が期待されるスキル				
		企業経営	行政	法律	金融	地域経済
社外取締役	三國谷 勝範		●		●	●
社外取締役	樋口 一成	●			●	
社外取締役（監査等委員）	岩木川 雅司	●			●	●
社外取締役（監査等委員）	石田 深恵			●		
社外取締役（監査等委員）	河田 喜照	●				●

(注) 1. 本株主総会における第2号議案および第3号議案の各取締役候補者が選任された後に予定されている取締役体制となります。
2. 特に発揮が期待されるスキルの一覧であり、各人の有する全ての知見を表するものではありません。

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当社では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

(社外役員の独立性判断基準)

当社は、独立性判断基準を以下の通り策定しております。

1. 当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者ではないこと。
2. 当社グループの主要な取引先である者またはその業務執行者ではないこと。
3. コンサルタント、会計専門家または法律専門家等については、当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと。
4. 当社グループの主要株主またはその業務執行者ではないこと。
5. 当社グループより、多額の寄附金を得ている者またはその業務執行者ではないこと。
6. 上記1. から5. に過去3年以内に該当していないこと。
7. 上記1. から6. に該当する者（重要でない者を除く）の近親者ではないこと。

※1 「当社グループを主要な取引先とする者」：当社グループとの取引による売上高が、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上である先をいう。

※2 「当社グループの主要な取引先である者」：当該取引先との取引による収益が当社グループの直近事業年度の連結粗利益の2%以上である先をいう。

※3 「多額」：過去3年平均で年間10百万円または当該取引先の年間費用の30%のいずれか大きい額を超える金額とする。

※4 「主要株主」：直接・間接に10%以上の議決権を有する株主とする。

※5 「重要でない者」：会社の役員および部長クラスでない者とする。

※6 「近親者」：二親等以内の親族とする。

第4号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および国外居住者を除く。以下本議案において同じ。）の報酬は、「基本報酬」および「賞与」で構成されていますが、新たに、当社の取締役および執行役員（国外居住者を除く。取締役と併せて、以下「取締役等」という。）を対象に、役位および業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入したいと存じます。

本制度の導入は、当社の取締役等に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまとの価値共有を明確にすることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案については、指名・報酬等委員会における審議・答申を経て決定しております。また、監査等委員会においても検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

本議案は、2023年6月28日開催の第1期定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額（年額300百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、取締役等に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

本制度の対象となる当社の取締役の員数は、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件」が原案通り承認可決されますと8名となります。

本議案が原案どおり承認可決された場合、今後の当社の取締役の報酬体系は、「基本報酬」、「賞与」および「業績連動型株式報酬」により構成されることとなります。

2. 本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。（詳細は下記（2）以降のとおり。）

なお、本制度の導入に際しては、当社子会社である株式会社青森みちのく銀行（以下「制度導入子会社」という。）の株式報酬制度において当社が設定している信託（以下「本信託」という。）を活用するものとします。

①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および国外居住者を除く。） ・ 当社の執行役員（国外居住者を除く。）
②本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限（下記（2）のとおり。）	・ 3事業年度を対象として、合計360百万円
当社株式の取得方法（下記（2）のとおり。）および取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限（下記（3）のとおり。）	・ 当社株式は株式市場または当社（自己株式処分）から取得予定（本年度に設定する信託は株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない。） ・ 取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限は、60,000ポイント ・ 取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限に相当する当社株式数の合計である60,000株の発行済株式総数（2025年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.2%
③業績達成条件の内容（下記（3）のとおり。）	・ 毎事業年度の業績目標（当期純利益等）および非財務目標の達成度に応じて変動します。
④当社株式等の交付等の時期（下記（4）のとおり。）	・ 取締役等の退任時（取締役等が死亡した場合は死亡時）

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、当社の中期経営計画の対象となる連続する3事業年度（以下「対象期間」という。）を対象とします。当初は、2026年3月31日で終了する事業年度から2028年3月31日で終了する事業年度までを対象とします。

当社は、対象期間ごとに360百万円を上限とする金員を、当社の取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託を設定（下記の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。ただし、本制度は制度導入子会社の株式報酬制度と一括して管理することとし、制度導入子会社の株式報酬制度において設定済の本信託に拠出します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します（本年度に設定する本信託については、株式市場から当社株式を取得します。）。当社は、信託期間中、取締役等に対するポイント（下記（3）のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。当社は延長された信託期間ごとに、360百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、360百万円の範囲内とします。

また、信託期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対する新たなポイントの付与は行われませんが、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長します。

(3) 取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の算定方法および上限

信託期間中の毎事業年度終了後の所定の時期に、取締役等に対して、取締役等の役位に応じた「固定ポイント」と当社の毎事業年度における業績目標および非財務目標の達成度に応じて変動する「業績連動ポイント」が付与されます。

取締役等の退任時にこれらのポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等を行います。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

当社の取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの総数は、60,000ポイントを上限とします。このポイントの総数の上限は、上記(2)の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定しています。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した取締役等は、当該取締役等の退任時に、上記(3)に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役等は、累積ポイントの一定の割合に相当する数の当社株式（単元未満株式は切り捨て）に相当する数の当社株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、取締役等が在任中に死亡した場合、原則としてその時点で付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。また、信託期間中に取締役等が国外居住者となった場合は、原則としてその時点で付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該取締役等が受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以 上

第3期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで) 事業報告

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

(企業集団の主要な事業内容)

当社グループは、銀行持株会社である当社、ならびに株式会社青森みちのく銀行（以下、「青森みちのく銀行」といいます。）を含む連結子会社10社で構成され、銀行業を中心にリース業、クレジットカード業、コンサルティング業、債権回収業などの金融サービスに係る事業を行っております。

(金融経済環境)

2024年度における国内経済は、緩やかな持ち直し基調が続きました。大企業を中心とした好業績や人手不足を背景とした企業の設備投資意欲が高まっていることに加え、半導体需要の回復やインバウンド需要の継続も国内景気を底支えしました。2025年1月には日本銀行の金融政策決定会合で政策金利が0.5%程度へ引き上げられました。さらに今後も賃金と物価の持続的上昇を確認しつつ段階的な利上げが続くものと予想されており、それに伴い長期金利も政策金利引き上げや国内景気の回復などを受けて、緩やかに上昇していく見通しです。

また、2025年の春闘では高い賃上げ率の実現し、個人消費の増加基調は当面維持される見通しです。一方で、トランプ政権の政策や地政学リスクの高まりによる輸出や生産などの下振れや、天候不順、物流コスト増加などの物価上昇圧力が続いた場合は、賃金上昇の局面においても国内景気は失速するリスクを内包しています。

青森県内においては「弘前さくらまつり」や「青森ねぶた祭」を始めとした各地のイベント集客がコロナ禍前の水準に迫るなど、観光・宿泊・飲食を中心としたサービス消費が回復しました。大雪による個人消費の下押しも一部みられましたが、足元ではその影響も和らぎ、県内経済は基調として緩やかに回復しています。

(企業集団の事業の経過及び成果)

○第1次中期経営計画

当社グループでは、第1次中期経営計画（2022年4月～2025年3月）において「シナジーを早期に実現し、強固な経営基盤を構築する」のスローガンのもと、4つの基本戦略「金融仲介機能の強化」「事業領域の拡大」「経営の合理化・効率化」「グループ基盤の強化」にグループ一丸となって取り組むとともに、子銀行である株式会社青森銀行（以下、「青森銀行」といいます。）と株式会社みちのく銀行（以下、「みちのく銀行」といいます。）の合併に向け準備を進め、2025年1月に「青森みちのく銀行」を発足させました。

青森みちのく銀行の発足によって取引先等のネットワークがさらに拡大するとともに、青森県経済において当社グループが果たすべき責任はより一層重要になったものと認識しております。当社グループがこれまで培ってきたノウハウや情報に加え、拡大したネットワークを活かし、地域・お客さまと共通価値を創造することで、持続的な成長を果たすとともに、金融仲介機能・金融サービスの強化と事業領域の拡大に取り組んでまいりました。主な取り組みなどは次のとおりであります。

○青森みちのく銀行における営業体制の構築

青森・弘前・八戸・函館の4地区において「地区営業本部」を設置し、各地区の現状を的確に把握するとともに、本部専門部署をはじめグループ内の連携を円滑に行うことで、グループの総合力をもって地域課題解決に向けた活動を展開しております。

また、本部において、システム・事務統合などの合併準備に集中的に取り組んできた人員は、2025年1月の合併完了後から、順次営業店に再配置を行っております。さらに、近接している店舗を中心に、今後統廃合を実施し、店舗ネットワークの最適化を図ってまいります。なお、店舗統廃合が決定している店舗間では、2025年4月より一部、職員が双方の店舗を兼務可能とするユニット営業を実施しております。

こうした取り組みを通じて統合効果の早期発揮に努め、より質の高い金融サービスの提供に努めてまいりました。

○地域分析戦略室の新設

2025年4月に青森みちのく銀行内に「地域分析戦略室」を新設いたしました。「地域分析戦略室」では、同行の発足によって、拡大したネットワークから得られる情報と、これまで旧両行が培ってきた専門性を掛け合わせ、地域の実態理解に貢献する新たな価値を持った知見を地域に還元するほか、当社グループの各機能に展開することで、お客さまや地域の課題解決に向けたサポートを展開しております。

○お客さまの利便性向上と子銀行の合併に伴う商品・サービスの円滑な移行

2024年7月に旧青森銀行の「盛岡中央支店」を新築移転するとともに、同支店内に「ローンデスク盛岡」をオープンしました。「盛岡中央支店」ではプライバシーに配慮した相談ブースを併設することでお客さまが快適に過ごすぐることができる環境の整備に努め、「ローンデスク盛岡」は、土日祝日もローンのご相談がいただける専門拠点として、キッズコーナーや多目的トイレを完備するなど、幅広いお客さまに安心してご利用いただけるよう努めてまいりました。

子銀行の合併に伴う商品・サービスの移行にあたっては、旧両行の商品性や機能等を勘案しお客さまの利便性の向上に努めてまいりました。個人向けローンにつきましては、合併に先立ち新規取り扱い窓口を旧青森銀行へ一本化するとともに、お客さまの様々なニーズにお応えすべく、旧両行における商品性を勘案し、旧青森銀行において取扱商品の拡充を実施いたしました。こうした取り組み等を経て、2025年1月に青森みちのく銀行としての営業を開始することができました。

また、同行のオリジナル公式キャラクター「amipull（あみぷる）」をリリースいたしました。ウサギのような耳、愛くるしい笑顔の「amipull（あみぷる）」を通じて、より多くのお客様に同行を知っていただき、地域の魅力や同行の魅力を伝えるために銀行窓口・新聞広告・テレビCM・WEBなどで様々な情報を発信しております。



「あみぷる」は、
青森みちのく銀行公式キャラクターです。

amipull

「amipull（あみぷる）」のコンセプト

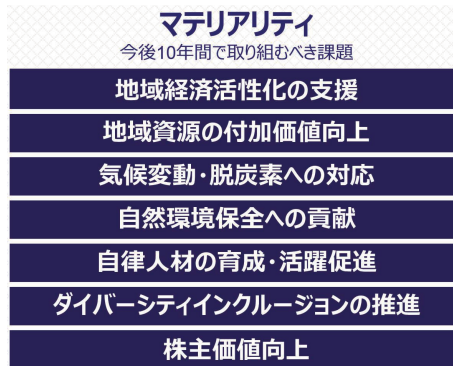
青森の（a）、みちのくの（mi）、ふたつの銀行の想いを胸にスタートしたプロクレアHDの（P）、ともに あ（a）おもりのみ（mi）らいに挑戦する妖精。

ウサギのような耳で青森の地域課題を素早くキャッチ、「ぷるっと」反応し、愛くるしい目でみんなを笑顔にします。

太陽のようにエルギーに溢れるキャラクター「amipull」は、地域の魅力を引き出し（pull）青森を豊かな未来へ導きます。

○サステナビリティ推進

当社グループでは「サステナビリティ方針」を定め、ステークホルダーとの5つの約束を掲げると同時に「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言」への賛同を表明しております。また、当社グループが地域課題の解決を目的として事業活動において優先的に取り組むべき7つのマテリアリティ（重要課題）を特定しております。



青森みちのく銀行においては、サステナブル経営支援にかかる融資制度を導入し、地域企業のサステナブル経営を支援してまいりました。

さらに、2024年9月に青森県内3か所において、同11月には青森県内4か所・青森県外2か所においてサステナブル経営等に関してお客さま向けのセミナーを開催いたしました。本セミナーでは、社会的な関心が高まっているサステナブル経営や働き方改革について、取り組みのポイントや実際の取り組み事例等について取り上げました。

○事業領域の拡大

（地域バリューアップモデルの展開）

当社グループでは、事業子会社である「あおり創生パートナーズ株式会社」（以下、「あおり創生パートナーズ」といいます。）を中心に、「地域バリューアップスタジオ」「コンサルティングファーム」「人材紹介事業」から成る「地域バリューアップモデル」を展開し、地域の優位性やポテンシャルを活かした産業の創出を目指しております。

「地域バリューアップスタジオ」においては、新たな事業の創造に向けて、アイデア創出や募集、事業化に向けた深掘りや実証実験を複数事業について進めてまいりました。さらに、「首都圏を舞台にした営業代行事業～食品販路開拓サービス～」については様々なお客さまからのニーズにお応えし、新たな販路の開拓に貢献してまいりました。

また、青森みちのく銀行内にハブ機能を構築し、「コンサルティングファーム」や「人材紹介事業」等の展開において、お客さまの課題に対してあおり創生パートナーズをはじめとするグループ一体で適切にお応えできる体制を構築しております。

(未来共創に向けた研究開発と推進に関する連携協力協定)

2025年2月に青森みちのく銀行とあおり創生パートナーズ、青森市、慶應義塾大学SFC研究所は「未来共創に向けた研究開発と推進に関する連携協力協定」を締結いたしました。本協定は、4者の知的、人的および物的資源等の活用などの連携を通じて、挑戦と創造による地域課題の解決を促す好循環の実現などに寄与することを目的としております。

このように、2024年度は第1次中期経営計画に基づき、お客さまのニーズを起点とした営業の積極的な展開、ならびに地域支援への取り組みの強化に努めてまいりました結果、当社の業績は次のようになりました。

○当社グループの連結業績

主要勘定につきましては、預金等（譲渡性預金を含む。）は期中681億円減少し5兆2,629億円、貸出金は期中3,268億円減少し3兆5,077億円、有価証券は期中1,845億円増加し9,295億円となりました。

損益状況につきましては、連結経常利益は、子銀行の合併に伴う営業経費の増加等により、前期比16億62百万円減益の24億32百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、同様の要因により、前期比15億89百万円減益の12億27百万円となりました。

なお、主要な子会社である青森みちのく銀行の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

○青森みちのく銀行（単体）

主要勘定につきましては、預金等（譲渡性預金を含む。）は前期末比671億円減少して5兆2,810億円、貸出金は前期末比3,264億円減少して3兆5,497億円、有価証券は前期末比1,844億円増加して9,409億円となりました。

損益状況につきましては、経常利益は資金利益が増加したものの、合併による営業経費の増加により、前期比12億88百万円減益の32億68百万円となり、また当期純利益についても前期比9億68百万円減益の23億91百万円となりました。

(注) 青森みちのく銀行（単体）の前期末計数は合併前の青森銀行とみちのく銀行の計数を合算しております。また、当事業年度の計数は、合併前のみちのく銀行の2024年4月1日から12月31日までの計数を含んでおります。

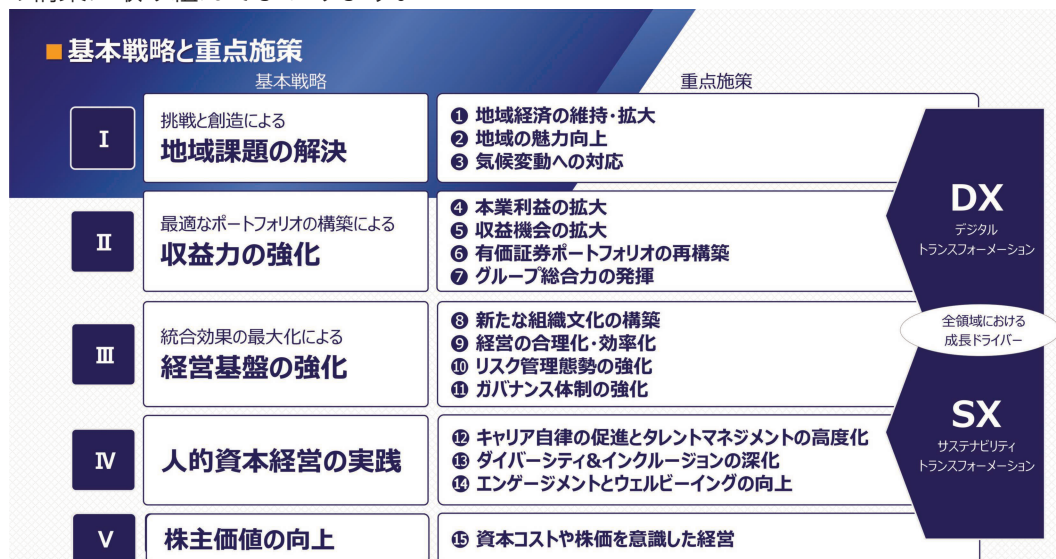
（企業集団の対処すべき課題）

当社グループが営業基盤としている青森県においては、少子高齢化や人口減少などの社会構造の変化に伴う影響が増大していくことが懸念される一方で、豊かな自然環境や観光資源など、地域経済活性化に資する様々な分野においてポテンシャルや強みを有しております。また、デジタル技術の発展により新たなビジネスの創出や経済成長の実現に期待が寄せられております。金融環境においては、日本銀行におけるマイナス金利政策の解除後の金利上昇が続くほか、足元では米国による相互関税を発端として株式市況が変動するなど、先行きは不透明であります。

そうしたなか、当社グループは「ふるさとの地域課題を解決し 彩り豊かな未来を創造する」というミッションのもと、地域経済を持続的に支えていくために、子銀行の合併を果たしました。2025年4月からスタートした第2次中期経営計画は、統合シナジーの本格発揮期間と位置づけ、地域課題の解決と当社グループの成長の両立を目指してまいります。

当社グループが特定したマテリアリティは10年間で取り組むべき課題であるとの認識のもと、10年後に目指す姿を「ずっと住みたい、帰ってきたい地域のために『豊かさ』を生み出す未来創造グループ」と掲げ、そうした姿に向かうために足元3か年で対処すべき課題として、第2次中期経営計画『挑戦と創造2nd stage』～地域の好循環を目指して～を取りまとめました。

「地域課題の解決」「収益力の強化」「経営基盤の強化」をはじめとする5つの基本戦略と15の重点施策を掲げ、当社グループが地域とともに持続的に成長するための好循環を創出する仕組みの構築に取り組んでまいります。



こうした取り組みを通じて、地域の金融機関としての社会的責任を果たし、地域社会の発展を目指してまいりたいと考えております。

株主の皆さまには、一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経 常 収 益	—	77,620	76,847	84,674
経 常 利 益	—	5,106	4,094	2,432
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	48,957	2,817	1,227
包 括 利 益	—	34,654	4,520	△7,613
純 資 産 額	—	184,439	167,348	158,303
総 資 産	—	5,973,429	5,972,529	6,061,642

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は2022年4月1日設立のため、2021年度の状況については記載しておりません。
 3. 2022年度に負ののれん発生益471億円を特別利益に計上しております。
 4. 2023年度より割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準を変更しており、2022年度については遡及適用後の数値を記載しております。

ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
営 業 収 益	—	4,216	2,663	2,301
受 取 配 当 金	—	4,015	2,462	2,100
銀行業を営む子会社	—	4,015	2,462	2,100
その他の子会社	—	—	—	—
当 期 純 利 益	—	3,288	1,760	1,358
1株当たり当期純利益	—	107 ^{円 銭} 81	61 ^{円 銭} 98	47 ^{円 銭} 82
総 資 産	—	139,151	119,242	119,161
銀行業を営む子会社株式等	—	136,020	116,179	116,179
その他の子会社株式等	—	—	49	49

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、2022年4月1日設立のため、2021年度の状況については記載しておりません。
 3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		
	銀行業	リース業	その他の事業
使 用 人 数	2,257人	49人	27人

注 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。なお、在籍者数で記載しております。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

株式会社青森みちのく銀行

① 営業所数

			当 年 度 末	
青	森	県	156	店 うち出張所 (4)
			10	(ー)
北	海	道	5	(ー)
秋	田	県	3	(ー)
岩	手	県	2	(ー)
宮	城	県	2	(ー)
東	京	都	2	(ー)
合 計			178	(4)

注 1. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を194か所設置しております。
2. 青森銀行とみちのく銀行は、2025年1月1日付で合併し、みちのく銀行の営業店94店、店舗外現金自動設備62か所を引き継いでおります。

② 当年度新設営業所
当年度新設営業所は該当ありません。

また、当年度において新設店舗外現金自動設備は該当ありません。

ロ. リース業及びその他の事業

リース業及びその他の事業の営業所等の状況につきましては、「(6) 重要な親会社及び子会社等の状況 ロ. 子会社等の状況」をご参照ください。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額 (単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他の事業	合 計
設備投資の総額	8,287	145	26	8,458

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等 (単位：百万円)

事業セグメント	会 社 名	内 容	金 額
銀行業	株式会社青森みちのく銀行	ソフトウェア	5,938

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況
該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 事 業 内 容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株 式 会 社 青森みちのく銀行	青森市橋本一丁目9番30号	銀 行 業	19,562 ^{百万円}	100.00 [%]	—
あおもり創生パート ナーズ株式会社	青森市勝田一丁目3番1号	コンサルティング業	50	100.00	—
青 銀 甲 田 株 式 会 社	青森市古川一丁目16番16号	不 動 産 賃 貸 業	10	(100.00)	—
あおぎんカード サービス株式会社	青森市古川一丁目16番16号	クレジットカード業	56	(100.00)	—
あおぎんリース 株 式 会 社	青森市古川一丁目16番16号	リ ー ス 業	60	(100.00)	—
あおぎん信用保証 株 式 会 社	青森市古川一丁目16番16号	住 宅 ロ ー ン の 信 用 保 証 業	30	(100.00)	—
み ち の く リ ー ス 株 式 会 社	青森市橋本一丁目4番10号	リ ー ス 業	90	(100.00)	—
みちのく信用保証 株 式 会 社	青森市奥野一丁目3番12号	住 宅 ロ ー ン の 信 用 保 証 業	100	(100.00)	—
み ち の く カ ー ド 株 式 会 社	青森市奥野一丁目3番12号	クレジットカード業	30	(100.00)	—
みちのく債権回収 株 式 会 社	青森市本町一丁目2番20号 青森柳町ビル2階	債 権 管 理 回 収 業	500	(100.00)	—

- 注 1. 上記の10社はすべて連結対象としております。
2. 資本金は単位未満を、議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率の（ ）内は間接議決権比率であります。
4. 株式会社青森銀行と株式会社みちのく銀行は、2025年1月1日付で合併し、株式会社青森銀行の商号を株式会社青森みちのく銀行に変更しております。

重要な業務提携の概況

該当事項はございません。

(7) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
株式会社青森みちのく銀行	1,000百万円	—	—

(8) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の子会社である株式会社青森銀行と株式会社みちのく銀行は、2025年1月1日付で合併し、株式会社青森銀行の商号を株式会社青森みちのく銀行に変更しております。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	その他
成 田 晋	取締役社長 (代表取締役) 監査部担当		
藤 澤 貴 之	取締役副社長 (代表取締役) 人事企画部担当	株式会社青森みちのく銀行 取締役会長（代表取締役）	
石 川 啓太郎	取締役副社長 (代表取締役) 業務執行統括、 経営企画部担当	株式会社青森みちのく銀行 取締役頭取（代表取締役）	
田 村 強	取 締 役 システム事務 統括部担当	株式会社青森みちのく銀行 取締役専務執行役員	
森 庸	取 締 役 地域共創部担当	株式会社青森みちのく銀行 取締役専務執行役員	
白 鳥 元 生	取 締 役 審査企画部担当	株式会社青森みちのく銀行 取締役専務執行役員	
須 藤 慎 治	取 締 役 リスク統括部、 統合推進部担当	株式会社青森みちのく銀行 取締役専務執行役員	
大 川 英 幸	取 締 役	株式会社青森みちのく銀行 取締役常務執行役員	
三國谷 勝 範	取 締 役 (社外取締役)	学校法人東京経済大学 非常勤理事 信金中央金庫 理事相談役	
樋 口 一 成	取 締 役 (社外取締役)	株式会社コロワイド 社外取締役（監査等委員）	
葛 西 俊 介	取 締 役 監 査 等 委 員		
岩木川 雅 司	取 締 役 監 査 等 委 員 (社外取締役)	ヒューレックス株式会社 顧問	

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	その他
若 槻 哲太郎	取 締 役 監 査 等 委 員 (社外取締役)	村田・若槻法律事務所 代表パートナー 弁護士	
石 田 深 恵	取 締 役 監 査 等 委 員 (社外取締役)	弁護士	

注 1. 取締役三國谷勝範及び樋口一成、取締役監査等委員岩木川雅司、若槻哲太郎及び石田深恵各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

2. 取締役監査等委員葛西俊介氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通したものが重要な会議への出席や、会計監査人及び内部監査部門等との連携を密に図ること等により得られた情報を、監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

3. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

(氏 名)	(退任時の地位および担当)	(退任年月日)
中川 晃	取締役監査等委員	2024年6月25日

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	賞 与	非金銭報酬等
取 締 役 (監査等委員を除く)	10名	38	31	7	—
		276	186	30	60
取 締 役 (監 査 等 委 員)	5名	35	35	—	—
		40	40	—	—
合 計	15名	74	67	7	—
		316	226	30	60

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記には、2024年6月25日付で退任した取締役（監査等委員）1名を含んでおります。

3. 各区分の上段は当社からの報酬金額、下段は当社からの報酬及び子銀行からの報酬を合算した金額を表示しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち社外取締役（2名）の報酬等の総額は100万円、監査等委員である取締役のうち社外取締役（3名）の報酬等の総額は160万円であり、いずれも当社からの基本報酬のみとなっております。

4. 賞与の欄には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額300万円を記載しております。また非金銭報酬等には、業績連動型株式報酬額（当事業年度に付与されたポイントに係る費用計上額）600万円を記載しております。

5. 株主総会で定められた報酬限度額は次のとおりであります。

2023年6月28日開催の第1期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額300万円以内（使用人兼務取締役の使用人部分は含まない）、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額60万円以内と決議いただいております。

6. 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本段落において同様。）の報酬等は、株主総会で承認されている報酬額の範囲内で、代表取締役社長及び社外取締役に構成する指名・報酬等委員会にて透明性をもって審議を行い、取締役会において決定しております。また、社外取締役及び社外取締役を除く取締役のそれぞれにつき、その水準は、当社の安定的かつ持続的な成長及び中長期的な業績向上と企業価値増大に資するよう適正なものとするともに、役位・職責に応じて決定し、報酬体系は基本報酬として月次で支給する「月額報酬」、単年度の業績に応じて年1回支給する「賞与」で構成しております。また、「月額報酬」及び「賞与」の割合については、健全なインセンティブとして機能するよう適切な支給割合を決定しております。取締役の個人別の報酬等の内容については、報酬の透明性、公正性及び客観性を確保するため、指名・報酬等委員会の審議を経ており、取締役として相応しく、役割及び責任に応じた報酬等となっていることから、決定方針に則った内容であると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で承認されている報酬額の範囲内で、監査等委員会の協議により決定しております。

なお、当社の連結子会社である青森みちのく銀行の役員を兼ねる取締役に關しては、その主たる報酬を、各行において定められた業績連動報酬及び業績連動型株式報酬を含む報酬等の額または数の算定方法、報酬の種類ごとの割合、支給の時期等の決定方針に基づいて支給しております。各行の決定方針は以下のとおりとなります。

□. 子銀行で定める業績連動報酬を含む取締役の報酬等に関する事項

【株式会社青森みちのく銀行（旧青森銀行）】

1. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

① 2016年6月23日開催の第108期定時株主総会決議により定められた報酬等の限度額（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）は、取締役（監査等委員を除く。）については年額2160万円、監査等委員である取締役については年額550万円であります。なお、当該決議当時の取締役（監査等委員を除く。）の員数は8名、取締役（監査等委員）の員数は4名であります。

② また、上記取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の限度額とは別に、2018年6月26日開催の第110期定時株主総会の決議に基づき、業績連動型株式報酬制度を導入しております。なお、当該決議当時の業績連動型株式報酬制度の対象者となる取締役（監査等委員を除く。）の員数は4名、取締役に兼務しない執行役員の員数は9名であります。

2. 報酬等の決定に関する方針ならびに手続等

報酬体系については、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬等は、基本報酬として月次で支給する「月額報酬」、単年度の業績に応じて年1回支給する「賞与」、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めるための「業績連動型株式報酬」で構成されております。また、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬等は、業務執行を行う他の取締役から独立した立場であることを考慮し、「月額報酬」のみとしております。

取締役（監査等委員を除く）の報酬等については、株主総会により決議された限度額の範囲内において、基本報酬・賞与は、取締役会の決議により決定しております。なお、監査等委員会において妥当性等の検証を行い、妥当であるとの判断が示されております。また、業績連動型株式報酬は、事前に定めた株式交付規程に基づき決定しております。

取締役（監査等委員を除く）の個人別報酬等の内容に係る決定方針について、指名・報酬等委員会による審議を行ったうえで、2021年2月25日開催の取締役会において、以下のとおり定めております。

報酬水準については、役位および業績目標の達成状況等を考慮し、短期的な業績のみならず、中長期的な業績向上と企業価値増大に資するよう適正な水準とすることを基本方針としております。

なお、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合については、役位上位者ほど業績連動報酬の割合を高め、業績向上に対するインセンティブを高める方針としております。

3. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）は、取締役等の報酬と青森みちのく銀行の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的に導入しております。

本制度では、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用しております。BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度と同様の役員対象のインセンティブ・プランであり、役位および業績目標の達成度等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役等に交付または給付する制度であります。

本制度は、青森みちのく銀行が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対しては、信託期間中の毎事業年度終了後の所定の時期に、取締役等の役位に応じた「固定ポイント」と、青森みちのく銀行の毎事業年度における業績目標の達成度等に応じて変動する「業績連動ポイント」を付与します。受益者要件を充足した取締役等は、当該取締役等の退任時に、保有するポイントに応じた当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付及び給付を受ける制度であります。

毎事業年度における業績連動ポイントは、当社の親会社株主に帰属する当期純利益および青森みちのく銀行（旧青森銀行と旧みちのく銀行合算）のコア業務純益（投資信託解約損益除く）の目標達成度等に応じて決定しております。各指標の選択理由として、当社の親会社株主に帰属する当期純利益は中期経営計画への達成意欲を高めるために、青森みちのく銀行（旧青森銀行と旧みちのく銀行合算）のコア業務純益（投資信託解約損益を除く）は本業での収益力向上への意識を高めることを目的に、それぞれ指標として導入しております。

（付与ポイントの算定式）

固定ポイント＝役位毎の報酬基準額÷信託期間を延長した当該事業年度の営業日初日の東京証券取引所における会社株式の終値

業績連動ポイント＝役位毎の報酬基準額÷信託期間を延長した当該事業年度の営業日初日の東京証券取引所における会社株式の終値×業績連動係数

（業績連動係数）

業績連動係数＝当社の親会社株主に帰属する当期純利益の業績連動係数×50%＋青森みちのく銀行（旧青森銀行と旧みちのく銀行合算）のコア業務純益（投資信託解約損益除く）の業績連動係数×50%

当社の親会社株主に帰属する当期純利益		コア業務純益（青森みちのく銀行）	
目標達成率	業績連動係数	目標達成率	業績連動係数
170%以上	1.5	150%以上	1.5
160%以上170%未満	1.4	140%以上150%未満	1.4
150%以上160%未満	1.3	130%以上140%未満	1.3
140%以上150%未満	1.2	120%以上130%未満	1.2
120%以上140%未満	1.1	110%以上120%未満	1.1
100%以上120%未満	1.0	100%以上110%未満	1.0
90%以上100%未満	0.9	90%以上100%未満	0.9
80%以上 90%未満	0.8	80%以上 90%未満	0.8
80%未満	0.0	80%未満	0.0

（業績連動係数の基礎となる2024年度の業績）

業績目標項目	目標値 (百万円)	実績 (百万円)	達成率
当社の親会社株主に帰属する当期純利益	1,300	1,227	94%
青森みちのく銀行のコア業務純益 (投資信託解約損益除く)	400	5,071	1,267%

【旧株式会社みちのく銀行】

1. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ① 取締役の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第44期定時株主総会で決議されており、取締役（監査等委員である取締役を除く）は年額145百万円（うち社外取締役分は20百万円）、取締役（監査等委員）は年額60百万円であります。（当該定時株主総会終結時の員数は、取締役（監査等委員である取締役を除く）が5名（うち社外取締役2名）、取締役（監査等委員）が4名です。）
- ② 上記報酬限度額のほか、社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く）（以下「対象取締役」という）に対して、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入することが2016年6月23日開催の第44期定時株主総会で決議されており、2016年3月末日で終了した事業年度から2020年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。）に関して対象取締役分の株式取得資金として448百万円を本信託に拠出しております。また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、対象期間ごとに、対象取締役分として250百万円を上限として本信託に追加拠出することとしております。（当該定時株主総会終結時の対象取締役は3名です。）

2. 報酬等の決定に関する方針ならびに手続等

2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬検討会議へ諮問し、答申を受けております。また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会は、2021年2月25日開催の取締役会において決議された決定方針にも整合するものであることを取締役会において報告を受け、確認しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

① 基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業理念を實踐できる取締役に相応しい人材の確保、ならびに中長期的な業績の向上と企業価値の増大を図るインセンティブとして機能することを基本方針としております。

具体的には、金銭報酬である「基本報酬」および「業績連動報酬」、ならびに「業績連動型株式報酬」で構成する体系としております。これらの報酬は、株主総会で決議された総額の範囲内において、取締役会においてあらかじめ定められた「役員報酬等規程」、「役員株式給付規程」に基づき、取締役会が決定いたします。

なお、「基本報酬」の金額は、役位・職責に応じて銀行の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して設定しております。

② 取締役ごとの報酬体系

業務執行取締役の報酬は、「基本報酬」および「業績連動報酬」、ならびに「業績連動型株式報酬」により構成し、非業務執行取締役（社外取締役を除く）の報酬は、「基本報酬」および「業績連動型株式報酬」により構成されます。これらの構成割合は、役位・職責に応じてみちのく銀行の業績等を総合的に勘案して設定しております。

また、社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、独立性を確保する観点から「基本報酬」のみで構成されます。

3. 業績連動報酬等に関する事項

- ① 「業績連動報酬」の金額は、対象となる取締役の業務執行の成果である銀行の本業および全体の業績の向上に対する意識を高めるため、各取締役の業績貢献度合いに応じ、「基本報酬」の金額を100%として上下一定割合の増減率を乗じて算出し、100%を超える部分が「業績連動報酬」となります。当該増減率は、別途に定義する「当社の親会社株主に帰属する当期純利益」と「青森みちのく銀行（旧青森銀行と旧みちのく銀行合算）のコア業務純益（投資信託解約損益除く）」の実績金額を組み合わせた業績マトリックスを指標としております。
- ② 「業績連動型株式報酬」は、中長期的な企業価値向上との連動性を明確にするため、株式価値に連動したインセンティブが働くことを目的とした、信託を活用した業績連動型の株式報酬としております。株式の交付のため、毎事業年度ごとに「基本報酬」および「業績連動報酬」の総額に対して、職位等により一定の割合を乗じて算出された額をポイントに換算して付与しております。
- ③ なお、「基本報酬」および「業績連動報酬」は、前事業年度における業績をもとに取締役会において各取締役に対する支給額を決定し、当該金額を12分割した額を翌事業年度の7月以降1年にわたり毎月支給しております。「業績連動型株式報酬」は毎年、7月にポイントを付与し、「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした取締役に対して、その退任時に当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を交付および給付しております。

（業績連動係数の基礎となる2023年度の業績）

業績目標項目	目標値 (百万円)	実績 (百万円)	達成率
当社の親会社株主に帰属する当期純利益	4,139	2,817	68%
青森みちのく銀行のコア業務純益 (投資信託解約損益除く)	5,457	6,321	115%

(3) 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当社は、定款の規定に従い、取締役である三國谷勝範、樋口一成、岩木川雅司、若槻哲太郎及び石田深恵各氏と、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償責任の限度額とする契約を締結しております。

(4) 補償契約

該当事項はございません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社ならびに子会社である青森みちのく銀行およびあおり創生パートナーズの取締役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
三國谷 勝 範	学校法人東京経済大学 非常勤理事 信金中央金庫 理事相談役
樋 口 一 成	株式会社コロワイド 社外取締役（監査等委員）
岩木川 雅 司	ヒューレックス株式会社 顧問
若 槻 哲太郎	村田・若槻法律事務所 代表パートナー
石 田 深 恵	弁護士

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会及び 監査等委員会への出席状況	取締役会及び監査等委員会 における発言その他の活動状況
三國谷 勝 範	3年	当期開催された取締役会 17回のすべてに出席して おります。	金融庁長官、預金保険機構 理事長等を歴任した経験 等、金融行政における豊富 な経験と幅広い知見を活か し、取締役会、指名・報酬 等委員会において活発な発 言を行っており、当社グル ープの監査機能や取締役会 における意思決定・監督機 能の実効性向上に寄与して おります。 また、指名・報酬等委員会 の委員長としてその決定プ ロセスに大きな役割を果た しております。
樋 口 一 成	3年	当期開催された取締役会 17回のすべてに出席して おります。	大手銀行の役員や大手クレ ジットカード会社の代表取 締役を歴任した経験等、会 社経営と金融実務に関する 豊富な経験と幅広い知見を 活かし、取締役会、指名・ 報酬等委員会において活発 な発言を行っており、当社 グループの監査機能や取締 役会における意思決定・監 督機能の実効性向上に寄与 しております。 また基盤的サービス諮問委 員会の委員長として、当社 グループが実施する不当な 不利益防止策の実効性検証 にあたり大きな役割を果た しております。

氏 名	在任期間	取締役会及び 監査等委員会への出席状況	取締役会及び監査等委員会 における発言その他の活動状況
岩木川 雅 司	3 年	当期開催された取締役会 17回及び監査等委員会14 回のすべてに出席しており ます。	大手証券会社代表取締役を 務めた経験等、金融分野に おける豊富な経験と幅広い 知見を活かし、取締役会や 監査等委員会、指名・報酬 等委員会において活発な発 言を行っており、当社グル ープの監査機能や取締役会 における意思決定・監督機 能の実効性向上に寄与して おります。
若 槻 哲太郎	3 年	当期開催された取締役会 17回のうち16回及び監査 等委員会14回のすべてに 出席しております。	弁護士としての、法律に関 する高い見識と専門性を活 かし、取締役会や監査等委 員会、指名・報酬等委員会 において活発な発言を行っ ており、当社グループの監 査機能や取締役会における 意思決定・監督機能の実効 性向上に寄与しております。
石 田 深 恵	3 年	当期開催された取締役会 17回及び監査等委員会14 回のすべてに出席しており ます。	弁護士としての、法律に関 する高い見識と専門性を活 かし、取締役会や監査等委 員会、指名・報酬等委員会 において活発な発言を行っ ており、当社グループの監 査機能や取締役会における 意思決定・監督機能の実効 性向上に寄与しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5 名	27	—

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。また「当社からの報酬等」については、基本報酬のみとなっております。

(4) 社外役員の意見

上記（1）から（3）の内容に対する社外役員の意見はございません。

4. 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数60,000千株

発行済株式の総数28,658千株

(2) 当年度末株主数

45,184名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,717 ^{千株}	9.49 [%]
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,243	4.34
青森みちのく銀行行員持株会	618	2.16
野村證券株式会社	568	1.98
明治安田生命保険相互会社	481	1.68
日本生命保険相互会社	478	1.67
JP MORGAN CHASE BANK 385781	377	1.31
住友生命保険相互会社	338	1.18
株式会社十文字チキンカンパニー	300	1.04
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	272	0.95

注 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は持株数を発行済株式（自己株式を除く）の総数で除して算出しております。

5. 当社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 岩 崎 裕 男 指定有限責任社員 久保澤 和 彦	13	—

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記報酬等の額には、これらの合計金額を記載しております。
3. 当社、当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は132百万円であります。
4. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の内容、前年度の監査実績の検証と評価、監査の遂行状況、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、妥当であると判断し、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかに該当すると判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は、監査等委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

(1) 内部統制システムの整備に関する基本方針

会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関し、取締役会においてその基本方針として以下の9項目につき決議しております。

イ. 当社およびグループ会社の取締役および職員等（以下、「役職員等」という。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. 当社の取締役会は、当社およびグループ会社の役職員等が法令等遵守の重要性を認識するとともに、反社会的勢力との関係遮断を含めた社会的規範を遵守し、その職務を遂行するため、「コンプライアンス基本方針」および法令等遵守に関する規程等を制定する。
2. 当社の取締役会は、法令等に則った厳格な業務運営の確保のため、年度毎に「グループコンプライアンス・プログラム」を策定し、その推進ならびに進捗状況を管理する。加えて、業務全般の法令等遵守事項を審議し、法令等遵守全般の運営状況を管理することを目的として、経営会議の下に「コンプライアンス委員会」を設置する。
3. 当社の経営会議は、法令等遵守の全社横断的な一元管理を行うとともに、法令等遵守に必要な事項を審議、決定、指示する。また、経営会議は、法令等遵守に関する審議事項等を取締役に報告する。
4. 当社は、法令等遵守に関する統括部署としてリスク統括部を設置し、当社リスク統括部担当役員をコンプライアンス統括責任者とするほか、各部の部長をコンプライアンス責任者とし、法令等遵守体制の整備および維持を図る。必要に応じて各担当部署にて、要領・マニュアルの策定および研修を実施する。
5. 当社の取締役は、法令または定款に違反する重要な事実、または当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。
6. 当社およびグループ会社の全ての役職員等は、「内部通報制度」の活用等により、コンプライアンスを実践するための職場環境の整備と不正・違反行為の未然防止、早期発見を図る。なお、当社の取締役会は、報告を行った役職員等が報告等を理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。
7. 当社の内部監査部署である監査部は、当社およびグループ会社各部における法令等の遵守状況について監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。

ロ. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1. 当社取締役の職務の執行に係る情報・文書は、文書管理に関する規程等を制定し、保存および管理する。
2. 当社の取締役会、監査等委員会、経営会議、その他各種委員会の議事録は、法令及び各社内規程等に基づき作成し、適切に保存・管理する。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社の取締役会は、「リスク管理方針」を制定し、当社およびグループ会社のリスク管理に関する方針を決定するとともに、リスク全体の統括部署としてリスク統括部を設置し、リスクを管理する。加えて、経営企画部担当役員を委員長とする「ALM・収益管理委員会」および、リスク統括部担当役員を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理態勢強化に向けた施策の企画立案・推進・管理を行う。また、各種リスクについては、リスク毎の管理規程等に定める担当部署が、リスクを管理する。
2. 当社のリスク統括部は、当社の各担当部が所管する当社およびグループ会社における各種リスクを統括して管理を行うとともに、その結果について取締役会へ報告する。
3. 当社の監査部は、リスク管理体制の有効性について監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。
4. 不測の事態が発生した場合には、危機管理対策本部を設置し、適切かつ迅速な対応策を審議・決定し、損害の拡大を防止する。

二. 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社の取締役会は、役職員等の業務執行の基本となる「中期経営計画」を策定するとともに、事業年度毎の「経営計画」を策定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。
2. 当社の取締役会は、組織および職制・分掌・権限に関する規程等を制定し、効率的に業務を遂行する。
3. 当社の取締役会は、「取締役会規程」に定める一定事項の決定等について、経営会議または取締役社長へ委任することができる。取締役社長は、委任された事項の執行状況を取締役会へ報告する。
4. 当社の取締役は、業務執行状況について取締役会に報告する。

ホ. 当社およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社およびグループ会社は、経営理念に基づき、企業集団としての事業戦略を共有し、グループ体となった経営を行う。グループ会社の統括部署である経営企画部は、法令等遵守体制やリスク管理体制の整備等内部統制システムの整備を目的に、グループ会社の管理に関する規程を制定し、業務管理部署を定め、当社への協議および報告ならびにモニタリング等の体制を整備する。
2. 当社は、グループ会社が策定する事業年度毎の経営計画について、その業務執行状況の報告体制を整備するとともに、必要な規程等を整備するよう管理・指導し、業務が効率的に行われる体制を確保する。
3. 当社およびグループ会社は、「財務報告に係る内部統制規程」に基づき、当社およびグループ会社の財務報告に係る内部統制体制を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。

4. 当社およびグループ会社の役職員等が法令等違反に関する重要な事実を発見した場合には、リスク統括部に報告する。内部通報制度による場合は、定められた通報先へ報告する。なお、報告を行った役職員等が報告等を理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。
 5. 当社の監査部は、当社およびグループ会社の業務執行状況について業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。
- ヘ. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および所定の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項**
1. 当社は、監査等委員会の職務を補助するために監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助する職員（補助者）を配置することにより、監査等委員会の監査等の実効性を確保する。
 2. 当社の監査等委員会補助者は、業務の執行にかかる役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。なお、監査等委員会補助者の独立性や指示の実効性を確保するため、監査等委員会補助者の人事異動・人事評価については、予め監査等委員会の同意を得る。
- ト. 当社およびグループ会社の役職員等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**
1. 当社およびグループ会社の役職員等は、法令等に違反する重要な事実または当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合には、監査等委員会に必要な報告および情報を提供する。
 2. 当社およびグループ会社は、監査等委員会に報告および情報を提供した役職員等について、当該報告等を理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
 3. 当社の監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議など重要な会議に出席できるものとし、必要に応じて役職員等にその報告を求めるほか、監査等委員がいつでも各種議事録の閲覧等により執行状況を確認しうるものとする。
 4. 当社は、当社の内部監査部門から当社の監査等委員会に当社及びグループ会社の内部監査結果を報告する体制を整備する。
- チ. 当社監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした時は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

リ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 当社は、監査等委員会が代表取締役と経営課題、監査上の重要課題等について定期的に意見交換を行うなど連携を図ることにより、監査が実効的に行われる体制を整備する。
2. 当社は、監査等委員会が会計監査人と会計監査内容について、定期的に意見および情報の交換を行うなど、連携を図ることにより、監査が実効的に行われる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

上記方針に基づく当社グループの内部統制システムの当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

イ. 役職員等の職務の執行が法令および定款に適合することならびに効率的に行われることの確保

定例取締役会12回、臨時取締役会5回を開催しました。また、取締役会から委任を受けた事項にかかる決定機関として設置している経営会議（38回）等を開催しました。

ロ. 法令等遵守体制

コンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、プログラムの進捗・達成状況を経営会議（4回）および取締役会へ報告（4回）したほか、コンプライアンス違反の発生状況および反社会的勢力との取引遮断等について、経営会議において審議し、その内容を取締役会に報告しました。

ハ. リスク管理体制

各種リスク管理の状況についてリスク管理委員会及びA L M・収益管理委員会、にてモニタリングし、リスク管理態勢の状況について取締役会に報告（4回）しました。

ニ. 当社グループにおける業務の適正の確保

グループ会社の実績について、取締役会および経営会議に報告（4回）し、当社グループにおける経営課題の把握と方針について討議を行いました。

ホ. 監査等委員の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名で構成され、原則として毎月1回開催しております。監査等委員会監査につきましては、監査等委員会監査等基準に基づき監査等委員会で決議した監査方針及び年度監査計画に従って、取締役会等における取締役の職務執行状況の監視・検証を行うとともに、内部監査部門とも連携しながら業務監査等を実施しております。そのほか、内部統制部門及び会計監査人と意見交換を行い、内部統制システムの整備・運用状況について監視・検証を行っております。

9. 特定完全子会社に関する事項

(単位：百万円)

会 社 名	住 所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社青森みちのく 銀行	青森県青森市橋本一丁目 9番30号	116,179	119,161

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

該当事項はありません。

連結計算書類

第3期末（2025年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預け金	1,481,761	預金	5,024,233
買入金銭債権	5,929	譲渡性預金	238,706
金銭の信託	1,999	コールマネー及び売渡手形	2,305
商品有価証券	10	債券貸借取引受入担保金	150,596
有価証券	929,528	借入金	417,760
貸出金	3,507,783	外国為替	38
外国為替	3,327	その他負債	46,081
リース債権及びリース投資資産	34,274	賞与引当金	1,086
その他資産	34,558	役員賞与引当金	43
有形固定資産	29,473	退職給付に係る負債	138
建物	10,968	役員退職慰労引当金	5
土地	12,623	株式給付引当金	466
建設仮勘定	40	睡眠預金払戻損失引当金	158
その他の有形固定資産	5,840	再評価に係る繰延税金負債	1,430
無形固定資産	10,784	支払承諾	20,286
ソフトウェア	10,601	負債の部合計	5,903,339
その他の無形固定資産	182	純資産の部	
退職給付に係る資産	9,021	資本金	20,000
繰延税金資産	14,085	資本剰余金	28,151
支払承諾見返	20,286	利益剰余金	124,018
貸倒引当金	△21,178	自己株式	△608
投資損失引当金	△3	株主資本合計	171,561
資産の部合計	6,061,642	その他有価証券評価差額金	△17,326
		繰延ヘッジ損益	1,244
		土地再評価差額金	2,217
		退職給付に係る調整累計額	606
		その他の包括利益累計額合計	△13,257
		純資産の部合計	158,303
		負債及び純資産の部合計	6,061,642

第3期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目				金額	
経常収益					84,674
資金運用収益				47,434	
貸出金利			息	36,606	
有価証券利息			配当金	6,791	
コールローン利息及び買入手形利息				382	
預け金			利息	3,642	
その他の受入利息				10	
役務取引等収益				12,649	
その他の業務収益				205	
その他の経常収益				24,384	
償却債権			取立益	40	
その他の経常収益				24,344	
経常費用					82,242
資金調達費用				3,898	
預金			利息	2,879	
譲渡性預金			利息	185	
コールマネー利息及び売渡手形利息				138	
債券貸借取引			支払利息	254	
借入金			利息	166	
その他の支払利息				273	
役務取引等費用				7,002	
その他の業務費用				11,293	
その他の経常費用				45,047	
貸倒引当金			繰入額	1,342	
その他の経常費用				13,658	
経常利益					2,432
特別利益					1,204
固定資産処分益				34	
退職給付制度改定益				1,169	
特別損失					902
固定資産処分損失				604	
減損				298	
税金等調整前当期純利益					2,733
法人税、住民税及び事業税				1,104	
法人税等調整額				401	
法人税等合計					1,506
当期純利益					1,227
親会社株主に帰属する当期純利益					1,227

計算書類

第3期末（2025年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
I 流動資産	
現金及び預金	2,656
前払費用	0
未収還付法人税等	17
その他	244
流動資産合計	2,919
II 固定資産	
(無形固定資産)	
商標権	0
無形固定資産合計	0
(投資その他の資産)	
関係会社株式	116,229
繰延税金資産	11
投資その他の資産合計	116,240
固定資産合計	116,241
資産の部合計	119,161

科目	金額
負債の部	
I 流動負債	
未払費用	5
未払法人税等	1
賞与引当金	35
役員賞与引当金	7
その他	50
流動負債合計	100
II 固定負債	
長期借入金	1,000
長期未払金	692
長期預り金	87
固定負債合計	1,779
負債の部合計	1,879
純資産の部	
I 株主資本	
資本金	20,000
資本剰余金	
資本準備金	5,000
その他資本剰余金	90,532
資本剰余金合計	95,532
利益剰余金	
その他利益剰余金	2,608
繰越利益剰余金	2,608
利益剰余金合計	2,608
自己株式	△859
株主資本合計	117,281
純資産の部合計	117,281
負債及び純資産の部合計	119,161

第3期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		
関係会社受取配当金	2,100	
関係会社受入手数料	201	
営業収益合計		2,301
営業費用		
販売費及び一般管理費	1,155	
営業費用合計		1,155
営業利益		1,145
営業外収益		
雑収入	8	
営業外収益合計		8
営業外費用		
支払利息	3	
雑損失	0	
営業外費用合計		4
経常利益		1,148
税引前当期純利益		1,148
法人税、住民税及び事業税	△215	
法人税等調整額	4	
法人税等合計		△210
当期純利益		1,358

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社プロクレアホールディングス

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 岩 崎 裕 男
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 久保澤 和 彦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社プロクレアホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プロクレアホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社プロクレアホールディングス
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 岩 崎 裕 男
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 久保澤 和 彦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プロクレアホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第3期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査等委員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

株式会社 プロクレアホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 葛 西 俊 介 ㊞

監 査 等 委 員 岩木川 雅 司 ㊞

監 査 等 委 員 若 槻 哲太郎 ㊞

監 査 等 委 員 石 田 深 恵 ㊞

(注) 監査等委員岩木川雅司、若槻哲太郎及び石田深恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場

青森市橋本一丁目9番30号

青森みちのく銀行本店大会議室（8階） ☎ (017) 777-1111（代表）



- 青森駅よりバスを利用：東口②・③番のりばから乗車、
「NTT青森支店前」で下車、徒歩5分
- 青森駅よりタクシーを利用：青森駅観光情報センターそばの
タクシー乗り場から約10分

※ 駐車台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主さまへのお土産はご用意しております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。

